

単位：円

負担段階	介護負担(3割)	居住費	食費	日額	月額(31日)
要介護1	2,138	880	300	3,318	102,858
		880	390	3,408	105,648
		1,370	650	4,158	128,898
		1,370	1,360	4,868	150,908
		3,000	1,800	6,938	215,078
要介護2	2,361	880	300	3,541	109,771
		880	390	3,631	112,561
		1,370	650	4,381	135,811
		1,370	1,360	5,091	157,821
		3,000	1,800	7,161	221,991
要介護3	2,596	880	300	3,776	117,056
		880	390	3,866	119,846
		1,370	650	4,616	143,096
		1,370	1,360	5,326	165,106
		3,000	1,800	7,396	229,276
要介護4	2,825	880	300	4,005	124,155
		880	390	4,095	126,945
		1,370	650	4,845	150,195
		1,370	1,360	5,555	172,205
		3,000	1,800	7,625	236,375
要介護5	3,044	880	300	4,224	130,944
		880	390	4,314	133,734
		1,370	650	5,064	156,984
		1,370	1,360	5,774	178,994
		3,000	1,800	7,844	243,164

* 食費の内訳 朝食：410円 昼食：720円 夕食：670円となっております。おやつ：150円（回）は別途いただきます。

各種加算 I ☆要介護度や負担段階に関係なく共通料金

単位：円

初期加算	94/日	入所後30日に限り加算 30日以上の入院後、再び施設に戻られた場合も同様	
栄養マネジメント強化加算	35/日	栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施	
看護体制加算（I）イ	38/日	常勤の看護師を1名以上配置	
看護体制加算（II）イ	72/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置 病院との連携で24時間の連絡体制の確保	
科学的介護推進体制加算（I）	126/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定	
科学的介護推進体制加算（II）	157/月		
安全対策体制加算	63/日	担当者を配置し、安全対策を実施する体制を整備した場合に算定	
ADL維持等加算（I）	94/月	ADL値を測定し、厚生労働省に提出した場合	
ADL維持等加算（II）	189/月		
日常生活継続支援加算（II）	144/日	要介護4～5の割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上、たん吸引や経管栄養等の必要な方が15%以上のいづれか1つ、かつ介護福祉士を入所者の数が6またはその端数を増すごとに1名以上配置している場合	
サービス提供体制強化加算（I）	69/日	介護福祉士が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	日常生活継続支援加算 及び（I）～（III）の重複算定は不可
サービス提供体制強化加算（II）	57/日	介護福祉士が60%以上	
サービス提供体制強化加算（III）	19/日	介護福祉士が50%以上、または常勤職員が75%以上、または勤続7年以上の職員が30%以上	
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	31/日	協力医療機関との間で感染発生時等の取り決めるとともに発生時に連携市対応。また、医療機関が行う感染対策に関する研修又は訓練に参加している場合に算定	
高齢者施設等感染対策向上加算（II）	16/日	協力医療機関による感染対策に関する実施指導を受けている場合に算定	
協力医療機関連携加算	314/日 (16円)	協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行った場合に算定 ※協力医療期間の要件の応じて（）内に金額へ変動あり	

3割負担

地域密着型特別養護老人ホーム紹 入所料金表

令和7年8月1日現在

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	314/日	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上および職員の負担軽減等の業務改善を行い、取り組み成果が確認されている場合に算定
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	31/日	見守り機器等のテクノロジーをひとつ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上および職員の負担軽減等の業務改善を行い、取り組み効果のデータ提供を行っている場合に算定
介護職員等改善加算（Ⅱ）	サービス費および各加算合計の13.6%に相当する分	

各種加算Ⅱ ☆要介護度や負担段階に関係なく共通料金

単位：円

入 所 者 の 個 別 事 情 に よ る も の	配置医師緊急時対応加算 (通常の勤務時間外の場合)	1,019/回	配置医師の早朝、夜間及び深夜の時間帯を除いた時間外に診察を行った場合に算定
	配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の場合)	2,038/回	医師が緊急時に早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診察を行った場合 早朝：6:00～8:00 夜間：18:00～22:00 深夜：22:00～6:00
	配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	4,076回	
	看取り介護加算 死亡日以前 31日～45日	I II 226/日	
	看取り介護加算 死亡日以前 4日～30日	I II 452/日	医師により回復の見込みがないと診断され、入所者又はご家族等が看取りをご希望された場合 当施設又は居宅にて亡くなられた場合、死亡以前45日を上限として加算
	看取り介護加算 死亡日以前 2日～3日	I II 2,132/日 2,446/日	看取り介護加算ⅠないしⅡのいずれかを算定 (医療の提供体制の整備ができている場合はⅡを算定)
	看取り介護加算 死亡日当日	I II 4,013/日 4,954/日	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	10/月	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を策定した場合
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	41/月	
	排せつ支援加算(Ⅰ)	32/月	排せつに介護を要する入所者に対して適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると医師または看護職員が判断した場合、支援計画を作成し支援を継続して実施した場合
	排せつ支援加算(Ⅱ)	47/月	
	排せつ支援加算(Ⅲ)	63/月	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	38/日	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	63/日	機能訓練指導員により機能訓練計画の作成をし、訓練を行った場合
	個別機能訓練加算(Ⅲ)	63/日	
	経口移行加算	88/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に180日を限度として加算
	経口維持加算(Ⅰ)	1,254/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し、管理栄養士が食事摂取の管理を行った場合
	経口維持加算(Ⅱ)	314/月	
	療養食加算	19/日	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	282/月	口腔機能維持管理体制加算を算定し、かつ歯科衛生士による口腔ケアを月に2回以上実施している場合
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	345/月	
	再入所時栄養連携加算	627/回	医療機関に入院して経管栄養や嚥下調整食など大きく異なる栄養管理が必要となり栄養管理に調整を行った場合
	外泊時費用	771/日	1ヶ月につき6日以内の外泊・入院をされた場合の費用
	若年性認知症入所者受入加算	377/日	65歳未満の認知症入所者を受け入れた場合
	認知症チームケア加算(Ⅰ)	471/日	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、チームを組んだ上で、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての計画、評価、見直し等を行っている場合に算定
	認知症チームケア加算(Ⅱ)	377/日	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、チームを組んだ上で、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての計画、評価、見直し等を行っている場合に算定
	自立支援促進加算	878/日	自立支援に係る支援計画等を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合
	在宅復帰支援機能加算	32/日	家族との連絡調整のうえ、入所者が希望する居宅介護支援事業者に情報提供・利用調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	1,443/回	入所中1回（または2回）を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	1,443/回	退所後1回を限度として加算
	退所時相談援助加算	1,254/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び居宅介護支援事業所等に必要な情報を提供した場合に加算
	退所前連携加算	1,568/回	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス提供を行った場合に加算（入所中に1回）
	退所時情報提供加算	784/回	医療機関への退所する場合、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に算定

* 「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を取得された場合は
提出をお願いします。

その他の料金 ☆要介護度や負担段階に関係なく共通料金

家族会費	300/月	家族会の運営費用
特別な食事	実費	①入所者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合 ②施設全体の行事食として月1回程度実施 ③各ユニット等で行う食事に関する行事の実施
娯楽・行事費用	実費	入所者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	入所者の希望による業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	100	1通につき（入所証明書、領収証再発行など）
貴重品管理	1000/月	当施設で、預金通帳、金融機関届出印、年金証書、現金などを管理した場合
通院費用	実費	30円/km（入所者急変時等の緊急時を除く）
電気器具使用料	20/日	ご持参いただいた電気器具を居室内で使用される場合の費用 複数台ご使用いただいても同額のご負担となります ＊冬季のみ使用の電気器具については11月～3月の間の算定
その他の費用	実費	入所者の希望による日常生活上の費用